

株式会社Casa

証券コード：7196

第12回定時株主総会招集ご通知

■ 日時

2025年4月25日（金曜日）午前10時

（受付開始：午前9時15分）

■ 場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件



株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜り、心より御礼申しあげます。

このたび、第12回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、不動産市場の変化とデジタル化の進展を成長の機会と捉え、テクノロジーと蓄積したノウハウを活用し、新たな価値を創出し続けております。その実現の鍵となるのは、企業を支える「人材」と、挑戦を称え合う企業文化です。社員一人ひとりが主体的に考え、挑戦し、成長できる環境を整えることで、組織全体の力を高めてまいります。

今後も持続的な成長と企業価値の向上に努め、株主の皆様のご期待に応えられるよう、引き続き努力してまいります。

何とぞ変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

代表取締役社長
宮地 正剛

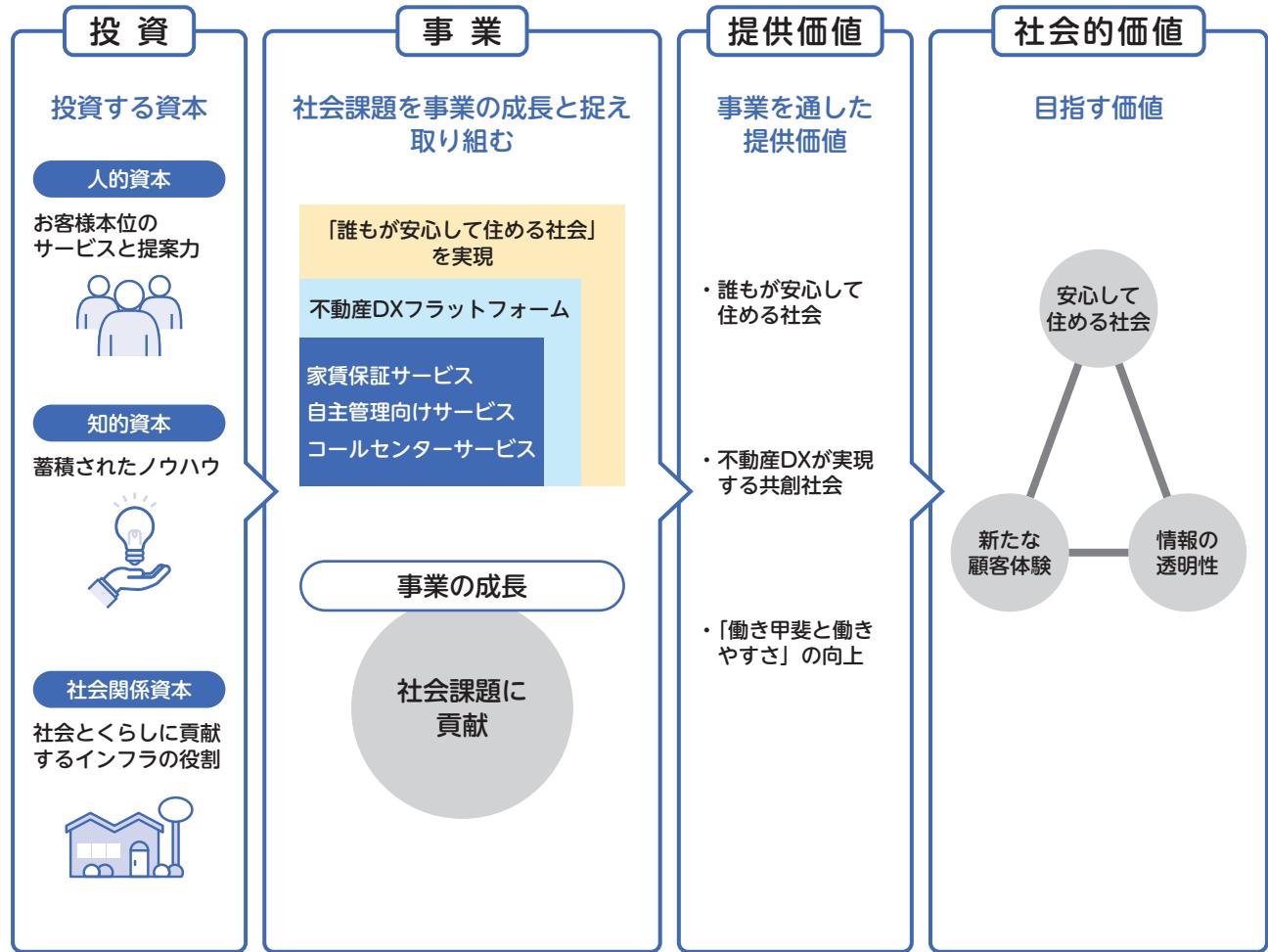
Casaは
人々の健全な住環境の維持と
生活文化の発展に貢献し、
豊かな社会を実現します。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

誰もが安心して住める社会へ

高い安定性と不動産マーケット活性化による社会貢献



家賃債務保証事業における2025重点施策

財務向上の取り組み

重点施策

主要KPI

売上高

エリアの拡大と人員増加

保証DXの推進

エリアの拡大と人員の増加

保証DXの推進

営業エリアを網羅的にカバーするとともに営業人員を増加することで、新規代理店の獲得や既存代理店の利用率の向上

入居、家財保険の申込連携でオペレーション時間の短縮と利便性の向上

- 新規契約の増加
- 新規代理店の獲得

- 連携社数
- 利用率

売上原価

回収率の向上

訴訟・処分費用の圧縮

回収率の向上

訴訟・処分費用の圧縮

初期債権に対するコールセンターの回収オペレーションを強化することで中期延滞の求償債権を圧縮

書類作成の標準化、訴訟進捗のデジタル管理、弁護士対応の迅速化により訴訟期間を圧縮

- 債権分類ごとの回収率

- 訴訟の依頼件数
- 訴訟期間

販管費

採用強化

システム開発

採用強化

売上拡大・システムの安定稼働に向けた採用強化

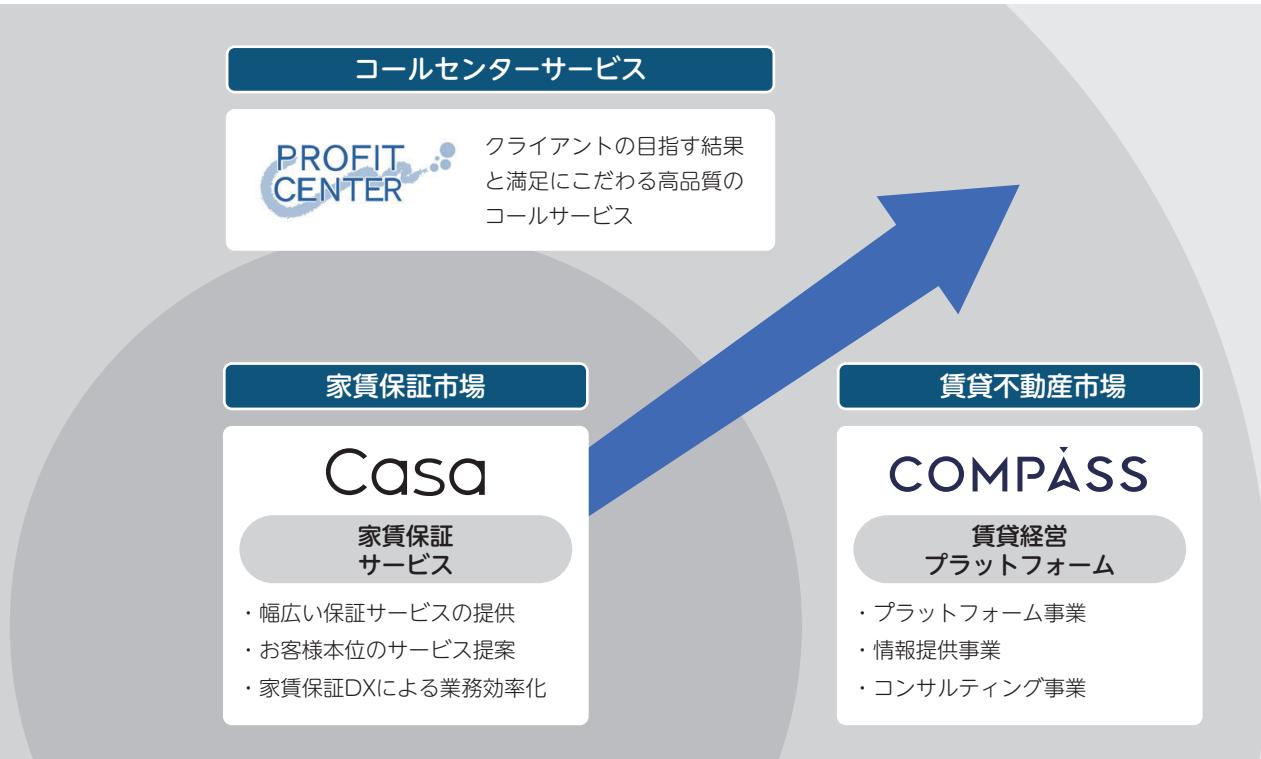
追加開発

オペレーション効率向上に向けた業務改革

- 採用人員数
- 採用費用

- 運用コストの費用
- 残業時間の圧縮

グループシナジーを強化し価値創出を拡大



グループシナジーの最大化

賃貸管理市場において、管理会社を通じた家賃保証の利用は90%に達しております。一方で、自主管理家主の市場は属人的でアナログ的な対応になっています。COMPASSは、第一段階としてCasaグループの強みを活かし、自主管理家主向けに家賃保証サービスを提供してきました。第二段階では、家主業務の効率化を目指し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した新しいサービスを企画、開発しています。今後はコールサービスを提供するプロフィットセンターと連携し、家主のニーズに応じた課題解決策を提供し、賃貸経営を支援する仕組みを構築していきます。



次世代コールセンターへの進化



目指すゴール

私たちは、お客様本位のホスピタリティを大切にし、常に誠実で丁寧な対応を心がけます。

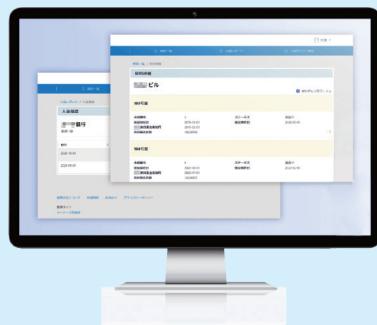
信頼と安心を提供することを最優先に考え、お客様の期待を超えるサービスを実現します。



COMPASSのプラットフォーム構想

オーナーWEB 3.0

オーナーの悩みを解決するための
コミュニケーションツールを開発



入居者対応

- 家賃の回収・集金
- 更新・解約手続き
- クレーム対応
- 修理の手配
- 近隣トラブル対応
- 空室募集活動

建物管理

- 売掛金・買掛け金管理
- 設備点検や交換・工事
- 修繕工事の管理・計画
- リフォーム手配
- ゴミ管理
- 消防設備点検・維持

サービス提供会社

各種事業者との提携により
サービスラインナップを充実

家賃管理 サービス

入居者からの
賃料集金業務



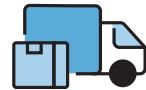
入居者対応 サービス

設備トラブルや
近隣トラブルの
問い合わせ



賃貸管理 サービス

賃貸管理の
代行サービス



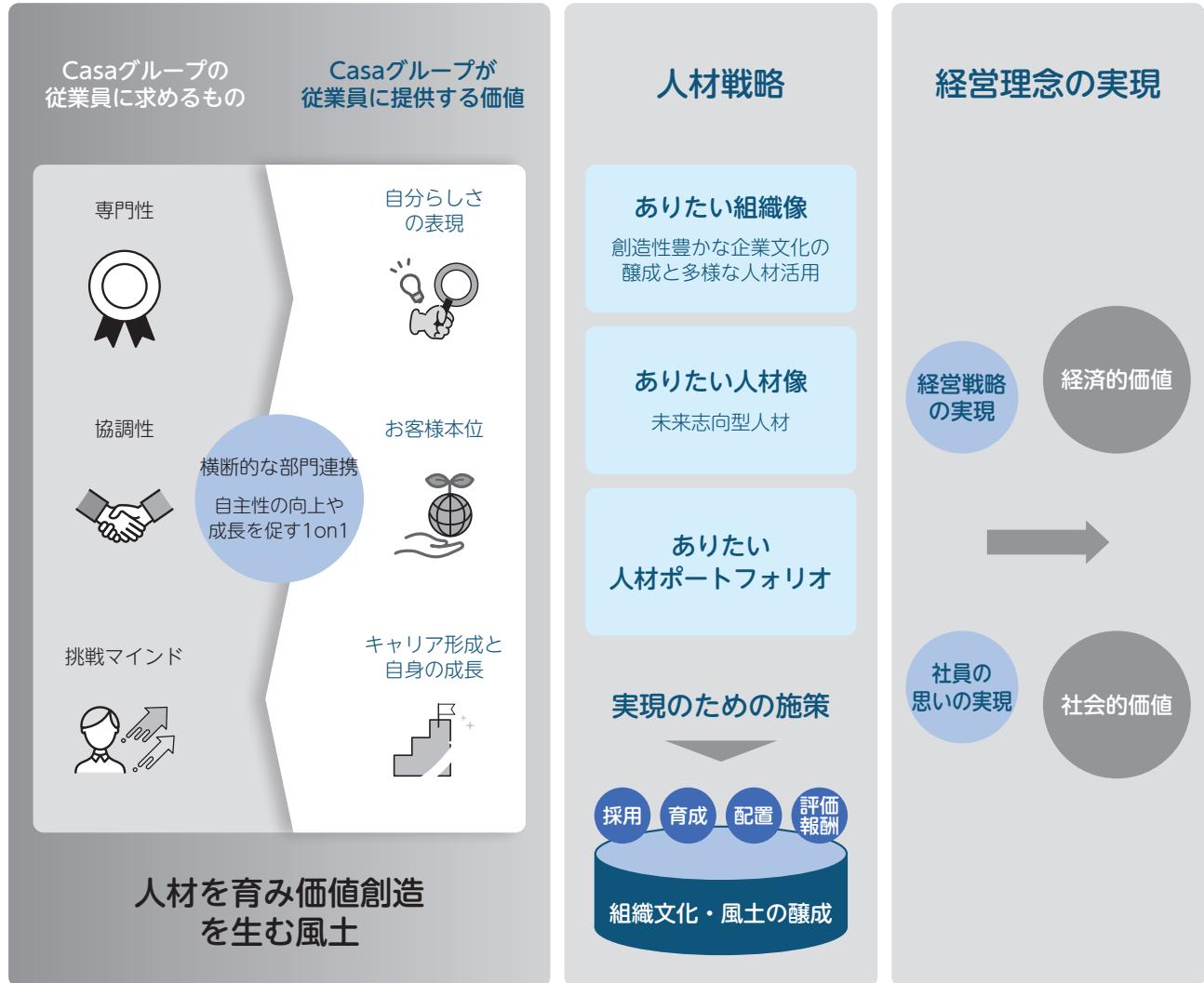
賃貸経営 サポート

オーナーの
賃貸運営を支援



COMPASS

人材を育み価値創造を生む風土の醸成



ママ おしごと PLUS +

「新しい人生のスタートをしたい」

そんなママを私たちは応援します

ママおしごとPLUS+の特長

お仕事

住まい

子育て

私たちは従来の人材紹介会社ではなく、人の採用、育成から定着、社内環境整備から企業プランディングまで企業様のトータルコーディネーターとして支援いたします



01

求職者の育成



02

定着支援
社外相談窓口



03

社内体制サポート



04

企業プランディング

専業主婦・未経験でも

就職できる

働くママを応援します！



労働者に占める女性の割合

正社員：**39.2%**
非正規：**70.4%**

2025年1月末時点

(全国平均：正社員35.5%、
非正規67.9% 総務省統計局)



女性リーダーの割合

31.7%

2025年1月末時点

(全国平均：19.5% 厚生労働省)



非正規社員の割合

34.6%

2025年1月末時点

(全国平均：36.8% 総務省統計局)



男女別の育児休業取得率

男性：**100%**
女性：**100%**

2025年1月末時点

(全国平均：男性30.1%、
女性84.1% 厚生労働省)



年次有給休暇の取得率

男性：**65.6%**
女性：**94.4%**

2025年1月末時点

(全国平均：男性59.3%、
女性67.4% 内閣府)



離職率

正社員：
12.9%

2025年1月末時点

(全国平均：12.1% 総務省統計局)



女性活躍推進企業として厚生労働省「えるぼし認定」の取得

えるぼし認定は、女性の活躍推進に関する取り組みが評価された企業に対して与えられる認定です。2024年8月に厚生労働大臣より「えるぼし認定」を取得いたしました。これからもジェンダー平等を実現すべく、持続的な価値創造を実現するダイバーシティ経営を推進してまいります。

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

株 式 会 社 C a s a

代表取締役社長 宮 地 正 剛

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとつており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。



【当社ウェブサイト】

<https://casa-inc.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について 株主総会」「第12回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7196/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Casa」又は「コード」に当社証券コード「7196」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年4月24日（木曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第12期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第12期（2024年2月1日から2025年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

ただし、次に掲げる事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

事業説明会のご案内

本株主総会終了後に同会場において「事業説明会」を開催いたします。最近の経営状況、今後の展望などについてご説明したうえで、皆様からのご質問にもお答えしたいと存じます。

なお、事業説明会及び本株主総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信日時

2025年4月25日（金曜日）午前10時から

視聴方法

① パソコン又はスマートフォン等で以下のアドレスにアクセスしていただくか、以下の二次元コードを読み込んでいただき、視聴用ウェブサイトにアクセスをお願いいたします。

<https://7196.ksoukai.jp>



② ID及びパスワードを入力してログインをお願いいたします。

ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号**

パスワード

株主様のご登録住所の**郵便番号**

ご視聴にあたっての注意事項

- ライブ配信をご視聴される株主様は、株主総会にご出席いただく場合と異なり、ご視聴中に議決権行使やご質問、動議の提出はできません。書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願いいたします（14～15ページをご参照ください。）。
- インターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ライブ配信の写真撮影、録音、録画、第三者による視聴、SNS等での無断公開等は固くお断りいたします。
- ライブ配信をご視聴いただく際の通信費用等は株主様のご負担となります。
- やむを得ない事情により、ライブ配信を中止する等、予定を変更する場合がございます。

その場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

株主総会にご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場内の映像につきましては、株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。また、株主様からの質問等の音声につきましては、そのまま配信させていただきます。予めご了承ください。

ライブ配信に関する
お問い合わせ

株式会社ブイキューブ コールセンター

電話 03-6833-6218 受付期間 2025年4月25日（金曜日）午前9時から株主総会終了まで

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年4月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所

住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）により議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年4月24日（木曜日）午後6時到着分まで

- ① 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ② 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

インターネット等により議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年4月24日（木曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ インターネット等と書面双方で議決権行使された場合は、インターネット等を有効とします。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申しあげます。

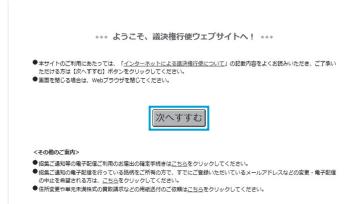
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

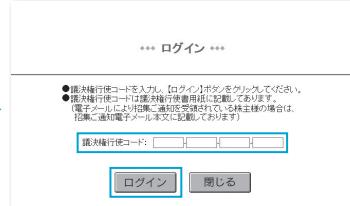
議決権行使期限：2025年4月24日（木曜日）午後6時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- ・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案

剩余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 32円00銭 配当総額 324,357,632円
剩余金の配当が効力を生じる日	2025年4月28日

第2号議案

取締役 6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	宮地 正剛	代表取締役社長	再任
2	松本 豊	取締役営業本部長兼 首都圏営業部長	再任
3	鹿島 一郎	取締役顧客管理本部長兼 首都圏顧客管理部長	再任
4	打込 愛一郎	社外取締役	再任 社外 独立
5	嶋田 一弘	社外取締役	再任 社外 独立
6	飯田 亜子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みやじ
宮地せいごう
正剛

(1972年3月14日生)

所有する当社の株式数 938,300株
取締役会出席状況 19回/19回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

2004年 4月	㈱リプラス入社	2009年10月	㈱ティーシップ代表取締役
2008年10月	レントゴー保証㈱ (旧㈱Casa) 代表取締役社長	2009年11月	一般社団法人賃貸保証機構 (現 ㈱全国保証機構) 代表理事
2009年 2月	㈱HDA代表取締役	2014年 2月	当社代表取締役社長 (現任)
2009年 3月	日本保証システム㈱代表取締役		

取締役候補者とした理由

宮地正剛氏は、経営者として豊富なマネジメントの経験と知見を有し、2008年から代表取締役社長として組織改革や新規事業の創出など事業基盤の強化にリーダーシップを発揮していることから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

まつもと
松本ゆたか
豊

(1969年4月9日生)

所有する当社の株式数 4,600株
取締役会出席状況 19回/19回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1991年 4月	藤和不動産㈱入社	2018年12月	当社執行役員営業部担当部長
1997年 1月	㈱ナイキジャパン入社	2019年 4月	当社取締役営業部長
2014年 6月	㈱ニューバランスジャパン シニアマネージャー入社	2023年10月	当社取締役営業本部長兼 首都圏営業部長 (現任)

取締役候補者とした理由

松本豊氏は、営業分野における豊富な経験とノウハウを有しており、営業戦略の遂行において強いリーダーシップを発揮していることから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

かしま
鹿島

いちろう
一郎

(1974年5月22日生)

所有する当社の株式数 12,300株
取締役会出席状況 19/19回

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1999年 4 月	サンクス株入社	2019年 6 月	当社執行役員顧客管理部長
2005年 4 月	株ワイド入社	2022年 4 月	当社取締役顧客管理部長
2007年 6 月	株リプラス入社	2023年10月	当社取締役顧客管理本部長兼 首都圏顧客管理部長（現任）
2008年10月	レントゴー保証株 (旧株Casa) 入社		

取締役候補者とした理由

鹿島一郎氏は、顧客管理部門における豊富な経験と知見を有し、債権管理の分野に精通しております。当社の顧客管理部門の責任者として、信用リスクの抑制、求償債権の圧縮に貢献してきたことから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

うちこみ
打込 愛一郎

(1952年4月14日生)

所有する当社の株式数 0株
取締役会出席状況 19/19回

再任

社外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1976年 4 月	株三菱銀行（現株三菱UFJ銀行）入行	2014年 6 月	アウロラ債権回収株取締役
2006年 2 月	リコーリース株専務執行役員	2015年 6 月	株アイネス常勤監査役
2006年 6 月	同社取締役専務執行役員	2016年 7 月	当社社外取締役（現任）
2014年 4 月	同社取締役副社長執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

打込愛一郎氏は、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、並びに企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。この経験を活かし高度かつ幅広い視点から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

しまだ かずひろ
嶋田 一弘 (1945年4月23日生)所有する当社の株式数 0株
取締役会出席状況 19/19回

再任

社外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

1964年 4月	日本銀行入行	2008年12月	(株)日本信用情報機構代表取締役社長
1983年 8月	アコム(株)入社	2015年 6月	同社顧問
2006年 6月	同社専務取締役	2017年 4月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋田一弘氏は、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、並びに企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。この経験を活かし、高度かつ幅広い視点から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

いいだ あこ
飯田 亜子 (1985年4月1日生)所有する当社の株式数 0株
取締役会出席状況 15/15回

再任

社外

独立

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

2011年 4月	有限責任あづさ監査法人入所	2024年 4月	当社社外取締役 (現任)
2014年 8月	公認会計士登録	2025年 3月	(株)MTG社外取締役(監査等委員)
2022年 1月	飯田亜子公認会計士事務所 代表 (現任)		(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯田亜子氏は、公認会計士として監査業務を通じて数多くの上場企業のコーポレート・ガバナンスを見ており、この経験並びに会計監査及び内部統制に関する高度な知見を活かし、客観的な立場から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 打込愛一郎、嶋田一弘及び飯田亜子の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、打込愛一郎、嶋田一弘及び飯田亜子の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
打込愛一郎氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年9ヶ月となります。
嶋田一弘氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
飯田亜子氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、打込愛一郎、嶋田一弘及び飯田亜子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、原案どおり各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	増田 勝	内部監査室室長	新任
2	宮崎 良一	社外監査役	再任 社外 独立
3	廣田 聰	社外監査役	再任 社外 独立

新任 新任監査役候補者 再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ますだ
増田

まさる
勝

(1968年12月18日生)

所有する当社の株式数0株

新任

[略歴、地位及び重要な兼職の状況]

1992年 4月 (株)三越 (現 (株)三越伊勢丹) 入社

2023年 9月 (株)GOURIKIコーポレーション

2020年 4月 フジフーズ株入社

常勤監査役

2025年 3月 当社内部監査室室長 (現任)

監査役候補者とした理由

増田勝氏は、事業再編や事業インフラ整備、コンプライアンス及びガバナンス体制の強化に関する豊富な専門知識を有しております。その経験と知見を活かし、取締役の職務執行に対する監査機能を十分に発揮できると判断し、新たに常勤監査役として選任いただきたくお願い申し上げます。

候補者番号

2

みやざき
宮崎

りょういち
良一

(1983年1月23日生)

所有する当社の株式数0株

再任

社外

独立

[略歴、地位及び重要な兼職の状況]

2006年12月 監査法人トーマツ

2011年11月 税理士登録

(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

2011年11月 税理士法人Bridge代表社員

2010年 9月 公認会計士登録

2016年 1月 当社監査役 (現任)

2011年10月 ブリッジコンサルティンググループ

(株)代表取締役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

宮崎良一氏はこれまでの豊富な経験と見識に基づき、客観的な立場から適切な助言をいただくことができるため、当社の更なる成長と発展のために、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者番号

3

ひ ろ た
廣田さ と し
聰 (1977年7月8日生)

所有する当社の株式数 0株

再任

社外

独立

[略歴、地位及び重要な兼職の状況]

2002年10月	三井安田法律事務所 (現 三井法律事務所) 入所	2016年 5月	㈱Psychic VR Lab (現 ㈱STYLY) 社外監査役 (現任)
2008年 8月	Haynes and Boone LLP入所	2017年 5月	㈱ロコンド (現 ジェイドグループ㈱) 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2015年 4月	HCA法律事務所開所 代表弁護士 (現任)	2018年 4月	当社補欠監査役
2015年 9月	㈱)ウイルプラスホールディングス 社外取締役 (現任)	2018年 8月	当社監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

廣田聰氏は弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、客観的な立場から適切な助言をいただくことができるため、当社の更なる成長と発展のために、引き続き監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 宮崎良一及び廣田聰の両氏は、社外監査役候補者あります。当社は、宮崎良一及び廣田聰の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。両氏の再任が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数
宮崎良一氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって9年3ヶ月となります。
廣田聰氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年8ヶ月となります。
4. 当社は、宮崎良一及び廣田聰の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考) 議案承認後の取締役・監査役のスキルマトリックス

第2号議案「取締役6名選任の件」及び第3号議案「監査役3名選任の件」を原案通り承認可決いただいた場合、取締役・監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	社外	経験・専門性					
			企業経営	財務会計	法務・コンプライアンス	内部統制・リスク管理	IT・テクノロジー	営業・マーケティング
宮地正剛	代表取締役社長		○				○	○
松本 豊	取締役営業本部長兼 首都圏営業部長							○
鹿島一郎	取締役顧客管理本部長兼 首都圏顧客管理部長				○			
打込愛一郎	取締役	●	○	○			○	
嶋田一弘	取締役	●	○	○			○	
飯田亜子	取締役	●		○		○		
増田勝	常勤監査役				○	○		
宮崎良一	監査役	●	○	○				
廣田聰	監査役	●			○	○		

各経験・専門性の選定理由

項目	選定理由
企業経営	持続的な成長戦略を策定し、当社の中長期的な成長を実現するためには、不確定な将来を見通し、大きく変化する事業環境の中で適かつ迅速・果断な意思決定を行うことのできる能力と企業経営の経験を有する取締役等が必要である。
財務会計	正確な財務報告及び強固な財務基盤の構築、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進と株主還元の強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における確かな知識・経験を有する取締役等が必要である。
法務・コンプライアンス	上場企業として、また社会性が極めて高い当社事業においては、法令遵守、コンプライアンスが強く要請され、そうした知識と経験を有する取締役等が必要である。
内部統制・リスク管理	適切な内部統制の確立は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも、コーポレート・ガバナンスやリスク管理分野で確かな知識・経験を持つ取締役等が必要である。
IT・テクノロジー	テクノロジーを駆使した業務効率化、ステークホルダーへの高度なサービスの提供、また、セキュリティ対策やシステムの一層の安定稼働を実現するためには、テクノロジー・開発の知見を有する取締役等が必要である。
営業・マーケティング	不動産管理会社マーケットでの事業基盤の拡大、自主管理家主マーケット及び入居者への利便性の高い商品の提供を行うためには、営業・マーケティングの知見・経験を有する取締役等が必要である。

事業報告 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費は、一部に足踏みが残るもの、持ち直しの動きが見られ、雇用情勢も改善の動きが見られるなど、穏やかに回復しております。

当社グループの関連する賃貸不動産市場においては、2024年2月から2025年1月までの賃貸住宅の新設住宅着工件数は341,750戸となり、前年同期の344,534戸から0.8%微減となっております。

賃貸物件のうち住居用物件では、家賃保証の利用が賃貸借契約において一般化し、その重要性とニーズが引き続き高まっております。また、企業や個人事業主の経営環境が不透明さを増す中、倒産件数の増加が見られるところから、オーナー側が滞納リスクを懸念し、保証会社を利用する傾向が一層強まっております。

このような事業環境のもと、当社グループは「誰もが安心して暮らせる社会」の実現を目指し、不動産賃貸管理における様々な課題に対応するソリューションサービスを提供しております。家賃保証に加え、入居者の設備トラブルや近隣トラブルに対応する付帯サービスを展開し、安心して住み続けられる環境をサポートしております。さらに、住居用物件だけでなく、事業用物件への事業展開も強化し、テナントや不動産オーナーへの支援を一層強化しております。

当連結会計年度における家賃債務保証事業では、既存代理店の利用拡大、新規代理店の獲得、営業人員の増強などにより、新規契約件数は、135,831件（前期比4.5%増）となりました。特に事業用保証サービスについては、専門部署を設立し、大型商業施設や飲食店を扱う専門仲介会社との連携を強化することで、新規契約件数は、9,726件（前期比13.3%増）となり、初回保証料金額に占める割合は22.8%（前期比3.0pt増）へと拡大いたしました。また、保証料の平均単価も13,646円の上昇となっております。

自主管理オーナー市場において、一棟所有オーナーや複数物件を所有する大規模オーナーが直面する家賃滞納、設備の不具合、近隣トラブルといった様々な課題に対し、オーナーに代わって入居者対応を行う多様な代行サービスを提供しております。

これにより、オーナーの煩雑な業務負担を軽減し、円滑な運営をサポートしております。また、当社サービスの認知拡大を図るため、YouTubeを活用した情報発信をはじめ、利用促進を目的とした各種イベントへの参加、大家団体向けの定期的な講演・セミナーの開催など、多角的なアプローチを展開しております。これらの施策の結果、2025年1月末時点の利用者数は10,289人となり、前年同月末比24.6%増と順調に成長しております。

当社は養育費保証を通じて、ひとり親家庭を支援し、「子どもの未来を守る」ことを目指しております。最近は「離婚後のパパママと考える子どもの養育費座談会」や湘南ベルマーレフットサルクラブとの協業イベントを実施するなど、社会全体で養育費の課題に対する理解を深める取り組みを積極的に行っております。

2024年9月に子会社化したコールセンターを運営する株式会社プロフィットセンターと事業基盤の強化を目的に、人材交流や管理機能の統合を進めております。今後は、事業拠点の統合を実施し、さらに連携を深めるとともに、コールセンター運営のノウハウを融合させてまいります。これにより、入居者、不動産管理会社、自主管理家主向けに新たな付加価値サービスを提供し、企業価値の向上を目指してまいります。

売上原価においては、貸倒引当金繰入額は1,979,016千円（前期比25.5%減）、訴訟・処分費用は1,206,086千円（前期比16.9%増）となりました。貸倒引当金繰入額の減少は、2024年2月の基幹システム入れ替えにより、求償債権データの精緻な分析・管理が可能となり、求償債権の性質の再識別を実施いたしました。また、2024年11月1日付で求償債権管理部門を再編し、回収強化に向けた体制を構築いたしました。こうした債権管理の環境変化を踏まえ、求償債権に係る貸倒引当金の会計上の見積り方法の変更を実施いたしました。具体的には、家賃債務保証における顧客管理、債権管理、資産保全の考え方に基づき、債権単位でのリスク管理から、債務者の契約単位ごとのリスク管理へと変更いたしました。また、滞納月数や回収不能の兆候に応じて債権を分類し、一定の評価を行う仕組みを導入いたしました。

販売費及び一般管理費は、新家賃保証システムの稼働に伴う租税公課の一時費用や減価償却費、保証DXシステムへのシステム投資により業務委託費などが発生したことで6,084,202千円（前期比13.7%増）となりました。

営業外収益においては、債権回収体制強化を進めた結果、損失済債権の回収が進み、償却債権取立益が256,933千円（前期比62.0%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は12,157,323千円（前期比8.3%増）、EBITDAは2,178,773千円（前期比66.4%増）、営業利益は1,303,171千円（前期比65.6%増）、経常利益は1,564,333千円（前期比62.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は602,467千円（前期比0.4%減）となりました。

なお、販売費及び一般管理費にのれん償却額291,210千円を計上しております。

売上高	EBITDA	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
121億57百万円	21億78百万円	13億3百万円	15億64百万円	6億2百万円
前期比 8.3%増	66.4%増	65.6%増	62.0%増	0.4%減

② 資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行と総額4,000,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は108,885千円であります。
その主なものは、申込の自動連携システム導入費用などであります。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年9月18日付で、株式会社プロフィットセンターの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

売上高 (単位:百万円)



経常利益 (単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



総資産/純資産 (単位:百万円)



1株当たり当期純利益 (単位:円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (当連結会計年度) (2025年1月期)
売上高	(千円) 10,340,983	10,286,065	11,224,085	12,157,323
経常利益	(千円) 1,145,809	895,186	965,869	1,564,333
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 647,479	254,738	605,155	602,467
1株当たり当期純利益	(円) 64.90	25.61	60.35	59.78
総資産	(千円) 12,906,892	13,225,345	14,776,887	15,774,102
純資産	(千円) 6,983,753	6,842,111	7,235,209	7,517,139
1株当たり純資産額	(円) 694.66	683.61	719.29	741.43

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第9期 (2022年1月期)	第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (当事業年度) (2025年1月期)
売上高	(千円) 10,334,977	10,278,465	11,163,583	11,989,562
経常利益	(千円) 1,175,881	965,426	1,041,526	1,654,528
当期純利益	(千円) 677,807	243,963	699,188	786,496
1株当たり当期純利益	(円) 67.94	24.53	69.73	78.04
総資産	(千円) 12,891,566	13,257,713	14,677,646	15,852,761
純資産	(千円) 7,028,312	6,875,895	7,363,027	7,828,986
1株当たり純資産額	(円) 699.09	686.99	732.00	772.20

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

(3) 対処すべき課題

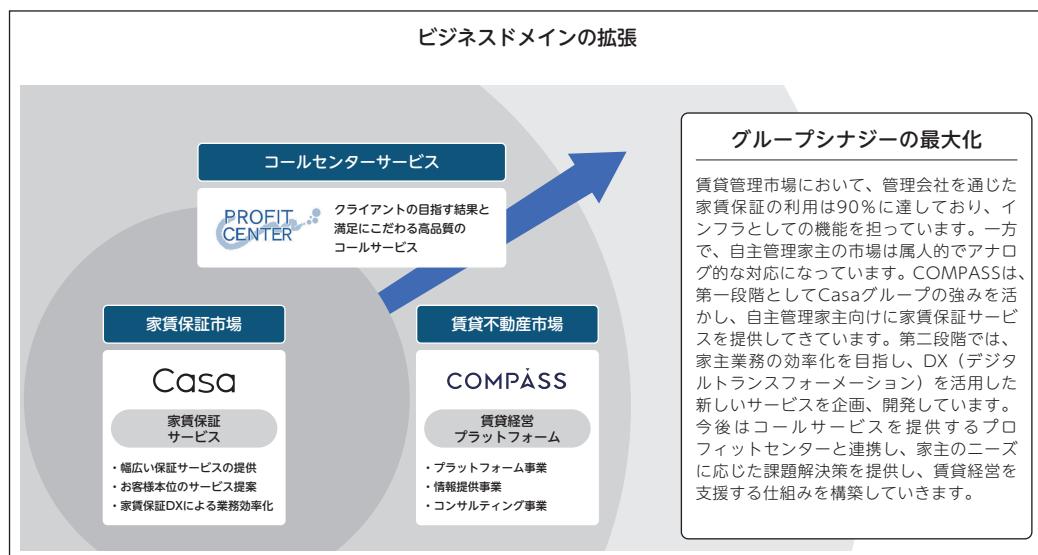
賃貸不動産市場における経営環境としては、単身世帯の増加や外国人労働者の受け入れが拡大しており、賃貸市場の規模は今後も緩やかに拡大すると見込まれます。また、家賃保証業界では、保証サービスの利用が一般化し、今後も需要は増加すると見込まれております。

① 営業戦略の推進

当社グループは、社会やお客様のニーズが多様化するなかで、より良いサービスを追求し続けるために、社員一人ひとりが、お客様本位の精神と挑戦マインドを持つことで持続的な事業成長を目指してまいります。保証事業の拡大に向け、営業体制の強化と採用を加速し、新規代理店の開拓と既存取引先の利用促進を進めております。また、ニーズが高まる事業用賃貸市場に対応するために、専門チームを新設し、商業施設や飲食店専門の仲介会社との連携を強化しております。今後も効果的な営業戦略を推進し、更なる売上拡大を目指します。

家主向けには、COMPASSが当社の家賃保証の強みを活かし、賃貸経営の支援サービスを提供しております。家賃保証に加え、部屋の設備トラブルやクレーム等の入居者対応や更新手続きなどを一括管理できるシステムを提供していくことで、自主管理家主市場でのシェア拡大を進めてまいります。

また、管理会社や家主における入居者対応などのコスト業務をプロフィットセンターのコールセンターでBPOサービスとしてサービスの付加価値を図ってまいります。



② 売上原価の圧縮

利益の拡大に関しては、売上原価の圧縮が重要な課題です。貸倒引当金の適正化を図り、債務者ごとの管理手法とリスク管理を徹底し、求償債権の早期回収と債権残高の圧縮を推進してまいります。また、与信管理の精度を高めてリスクを適切に評価し、滞納発生の抑制と回収プロセスの効率化を図ってまいります。

③ 保証DXに向けた取り組み

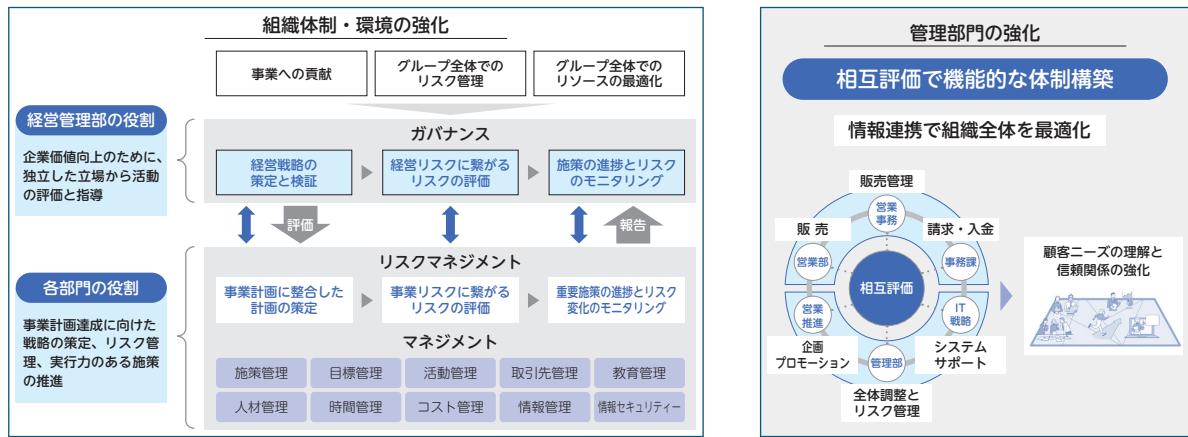
保証サービスの拡大と顧客ニーズに応えていく上で、オペレーション業務の煩雑化、複雑化が生じてきます。事業の拡大を図っていく上で、適切な人員の獲得と配置が求められます。その中で、各業務オペレーションの正確性に加え、業務効率やコスト管理が重要になってきます。そこで保証DXとして、事務業務のRPAによる自動化や業務のBPOを推進し、また業務プロセスを見直しすることで業務効率の向上を図ってまいります。審査や回収においてはAIを活用した与信、回収モデルの精度向上に努めてまいります。また、経営管理面では、生成AIを活用した企画、調査、評価等の仕組みを構築するとともに、専門人材の採用とナレッジマネジメントを図ることで組織全体の生産性を向上させてまいります。

④ 社会課題の解決に向けた取り組み

当社グループは、ひとり親世帯の安定した生活を支援するため、家賃債務保証や養育費保証事業を展開しております。養育費保証サービスを通じてシングルマザーの経済的不安を軽減し、安心して子どもを育てられる環境づくりを支援するとともに、自治体や企業と連携しひとり親の経済的自立支援にも取り組んでおります。すべての子どもが安心して成長できる社会を目指し、多様なパートナーと協力しながら、社会課題の解決に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループは、持続的な成長のために、適切な人材の確保と育成が重要な課題です。企業理念に共感できる人材を確保し、「三方よし」の精神のなかで、社員に求める「専門性」「部門間の協調」「挑戦マインド」を重視し、環境づくりを進めてまいります。社員一人ひとりが「やり甲斐」と「誇り」を持ち積極的に挑戦できる風土を醸成してまいります。



⑥ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、コンプライアンスとリスク管理の強化を重要な課題と考え、健全な経営基盤の確立に取り組んでおります。その一環として、コンプライアンス委員会を設置し、取締役会や内部監査室と連携しながら、継続的な改善を推進してまいります。さらに、社内研修やガイドラインの整備を通じて、コンプライアンスや情報セキュリティの意識を高めてまいります。これらの取り組みにより、安全で信頼性の高い事業運営を目指してまいります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社COMPASS	30,000千円	100.0%	不動産経営プラットフォームの提供 不動産取引に係る各種情報インフラの提供 不動産経営に係るコンサルティング事業
株式会社GoldKey	100,000千円	50.5%	マンション管理アプリ企画開発 IoTプラットフォーム開発運営
株式会社プロフィットセンター	5,000千円	100.0%	通信販売事業に関連するコンサルティング業務 電話による販売促進関連業務

(注) 2024年9月18日付で、株式会社プロフィットセンターの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(5) 主要な事業内容 (2025年1月31日現在)

家賃債務保証事業

(6) 主要な事業所 (2025年1月31日現在)

① 当社

名 称	所在地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
宇都宮支店	栃木県宇都宮市
高崎支店	群馬県高崎市
さいたま支店	埼玉県さいたま市
千葉支店	千葉県船橋市
立川支店	東京都立川市
横浜サテライト	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
京都支店	京都府京都市
岡山支店	岡山県岡山市
広島支店	広島県広島市
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社COMPASS	本社（東京都新宿区）
株式会社GoldKey	本社（愛知県名古屋市）
株式会社プロフィットセンター	本社（東京都立川市）

(7) 従業員の状況 (2025年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
286 (112) 名	5名減 (27名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
276 (112) 名	2名増 (27名増)	43.2歳	9.7年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年1月31日現在)

① 当社の借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	21,000千円

② 株式会社GoldKeyの借入先

借入先	借入額
株式会社名古屋銀行	84,528千円
株式会社あいち銀行	55,840千円
株式会社日本政策金融公庫	10,000千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年1月31日現在)

① 発行可能株式総数	20,000,000株
② 発行済株式の総数	11,522,500株
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は172,000株増加しております。	
③ 株主数	27,205名
④ 大株主	

株主名	持株数	持株比率
リコーリース株式会社	1,391,950株	13.73%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	1,120,200	11.05
宮地 正剛	938,300	9.26
野村信託銀行株式会社（投信口）	842,700	8.31
光通信株式会社	410,200	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	161,000	1.59
住友不動産株式会社	123,800	1.22
三井住友信託銀行株式会社	120,000	1.18
Casa従業員持株会	106,517	1.05
堀内 宣治	74,000	0.73

(注) 当社は、自己株式を1,386,324株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2025年1月31日現在)

第1回新株予約権	
発行決議日	2013年10月30日
新株予約権の数	1,468個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 293,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 497円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)
権利行使期間	2014年5月1日から 2029年4月30日まで
行使の条件	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)
	新株予約権の数 1,180個 目的となる株式数 236,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
2. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況 (2025年1月31日現在)

	第4回新株予約権 (有償ストックオプション)	第5回新株予約権 (有償ストックオプション)
発行決議日	2019年12月18日	2020年7月22日
新株予約権の数	5,450個	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 545,000株	普通株式 (新株予約権1個につき100株) 600,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり 1,407円) 140,700円	新株予約権1個当たり (1株当たり 1,055円) 105,500円
権利行使期間	2020年1月8日から 2030年1月7日まで	2020年8月11日から 2030年8月10日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1
割当先 (注) 2	当社取締役 (社外取締役を除く) 当社使用人	当社取締役 (社外取締役を除く) 当社使用人

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 割当先の区分及び人数は、付与時の区分及び人数であります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 地 正 剛	
取締役	松 本 豊	営業本部長兼首都圏営業部長
取締役	鹿 島 一 郎	顧客管理本部長兼首都圏顧客管理部長
取締役	打 込 愛一郎	
取締役	嶋 田 一 弘	
取締役	飯 田 亜 子	飯田亜子公認会計士事務所 代表
常勤監査役	海 老 澤 嘉	
監査役	宮 崎 良 一	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 代表取締役
監査役	廣 田 聰	HCA法律事務所 代表弁護士

(注) 1. 打込愛一郎、嶋田一弘及び飯田亜子の各氏は、社外取締役であります。

2. 監査役宮崎良一及び監査役廣田聰の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役宮崎良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の被保険者には、当社の取締役及び監査役、並びに当社子会社である株式会社COMPASS、株式会社GoldKey及び株式会社プロフィットセンターの取締役を含んでおります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	140,586 (20,700)	137,895 (20,700)	2,691 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16,350 (7,200)	16,350 (7,200)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	156,936 (27,900)	154,245 (27,900)	2,691 (-)	9 (5)

(注) 1. 2013年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と決議いたしております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名、対象監査役の員数は2名です。また、別枠で2018年4月25日開催の第5回定期株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議いたしております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名です。

2. 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
3. 当事業年度においては、取締役会は、指名・報酬委員会規程に基づき、指名・報酬委員会に対し、各取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任しております。委任した理由は、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数及び委員長を独立社外取締役が務める指名・報酬委員会へ委任することにより、報酬に関する審議プロセスの客観性を高めるためです。指名・報酬委員会の委員長は社外取締役打込愛一郎氏であり、委員は社外取締役嶋田一弘及び代表取締役社長宮地正剛の両氏であります。

□. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2022年3月23日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上を目指すためのインセンティブとして機能するように、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬により構成し、監査機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を総合的に勘案して決定するものとする。原則として年俸制とし、12等分した額を毎月支給する。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限付株式は、取締役会で当社の業績及び各取締役の職責への貢献度等を勘案した上で適切な割当株式数、支給時期、譲渡制限期間を決議する。

4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、世間水準、当社の経営内容及び従業員給与等とのバランスを考慮して決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については役員規程及び指名・報酬委員会規程に基づき指名・報酬委員会がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役飯田亞子氏は、飯田亞子公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役宮崎良一氏は、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役廣田聰氏は、HCA法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	打込 愛一郎	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役	嶋田 一弘	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役	飯田 亞子	2024年4月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席しました。当初の期待どおり、公認会計士として監査業務を通じて数多くの上場企業のコーポレート・ガバナンス、会計監査及び内部統制に関する高度な知見を活かし、客観的な立場から有用な助言等を適宜行っております。
監査役	宮崎 良一	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、公認会計士の観点から、当社の経営執行等につき、特に財務・会計部門を中心に有益な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。
監査役	廣田 聰	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、法律家としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営執行等の適法性につき有益な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あかり監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性及び品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とあかり監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
- ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- ・取締役会の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の指名及び報酬の決定等に係る公正性・透明性・客觀性を高める。
- ・業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
- ・法令違反又はコンプライアンスに関する懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。
- ・子会社の管理の適正化のため「関係会社管理規程」を定め、子会社における重要な意思決定に関しては当社取締役会の承認を要するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め当社グループのリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ・経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。

・不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
- ・『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、子会社に関する重要な事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
- ・取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する管理業務を統括すべき主管部署を経営管理部と定め、子会社は営業上及び業務上の重要事項については適時、また財務状況に関しては毎月、経営管理部を通じて当社へ報告する。

⑥ その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、その業績向上を図るべく経営管理部を通じて指示を行う。
- ・関係会社と当社の取引条件を明確化し、利害が相反する事項については取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
- ・監査役の職務を補助すべき使用者を置く場合、当該使用者への指揮命令権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ・監査役の職務を補助すべき使用者が、他部署の使用者を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制並びに当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
 - ・内部監査、内部通報及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の内容は、各事務局又は担当者より、速やかに当社の監査役に報告する。
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - ・当社の監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
 - ・当社グループは、内部通報制度を通じた通報を含め、当社の監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役3名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っております。各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しております。経営監視機能の強化及び向上を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収への対抗措置の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき32円00銭とさせていただく予定です。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,155,079	流動負債	8,053,104
現金及び預金	2,989,612	買掛金	1,357
売掛金	1,680,759	1年内返済予定の長期借入金	21,919
求償債権	6,070,199	リース債務	1,626
未収入金	1,301,687	未払法人税等	412,781
その他	251,666	前受金	5,340,616
貸倒引当金	△3,138,845	預り金	1,401,404
固定資産	6,619,023	賞与引当金	141,836
有形固定資産	41,784	債務保証損失引当金	177,621
建物及び構築物	19,698	その他	553,939
リース資産	6,652	固定負債	203,858
その他	15,432	長期借入金	149,524
無形固定資産	3,358,871	リース債務	5,691
のれん	2,518,164	その他	48,643
ソフトウエア	818,383	負債合計	8,256,963
ソフトウエア仮勘定	19,566	(純資産の部)	
その他	2,757	株主資本	7,489,451
投資その他の資産	3,218,367	資本金	1,624,601
投資有価証券	167,152	資本剰余金	1,624,601
破産更生債権等	32,718	利益剰余金	5,756,791
繰延税金資産	2,799,270	自己株式	△1,516,542
その他	253,497	その他の包括利益累計額	25,812
貸倒引当金	△34,271	その他有価証券評価差額金	25,812
資産合計	15,774,102	新株予約権	1,874
		純資産合計	7,517,139
		負債純資産合計	15,774,102

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,157,323
売上原価	4,769,948
売上総利益	7,387,374
販売費及び一般管理費	6,084,202
営業利益	1,303,171
営業外収益	
受取利息	78
受取配当金	2,046
償却債権取立益	256,933
補助金収入	3,000
その他	4,575
営業外費用	266,634
支払利息	2,370
支払手数料	3,082
その他	19
経常利益	5,472
特別利益	
投資有価証券売却益	2,100
特別損失	
固定資産除却損	4,418
投資有価証券評価損	24,998
減損損失	457,542
税金等調整前当期純利益	486,958
法人税、住民税及び事業税	661,337
法人税等調整額	△184,330
当期純利益	477,007
親会社株主に帰属する当期純利益	602,467
	602,467

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,602,887	1,602,887	5,455,994	△1,439,275	7,222,494
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	21,713	21,713			43,427
剰余金の配当			△301,670		△301,670
親会社株主に帰属する当期純利益			602,467		602,467
自己株式の取得				△77,267	△77,267
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	21,713	21,713	300,796	△77,267	266,957
当連結会計年度末残高	1,624,601	1,624,601	5,756,791	△1,516,542	7,489,451

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	10,413	10,413	2,302	7,235,209
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				43,427
剰余金の配当				△301,670
親会社株主に帰属する当期純利益				602,467
自己株式の取得				△77,267
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	15,399	15,399	△427	14,972
当連結会計年度変動額合計	15,399	15,399	△427	281,929
当連結会計年度末残高	25,812	25,812	1,874	7,517,139

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年1月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,034,155	流動負債	8,009,082
現金及び預金	2,890,661	1年内返済予定の長期借入金	12,000
売掛金	1,655,985	リース債務	1,626
前渡金	86,790	未払金	487,466
求償債権	6,070,199	未払費用	35,037
前払費用	133,071	未払法人税等	412,223
未収入金	1,305,846	前受金	5,336,801
その他	30,445	預り金	1,400,164
貸倒引当金	△3,138,845	賞与引当金	141,300
固定資産	6,818,605	債務保証損失引当金	177,621
有形固定資産	40,283	その他	4,841
建物附属設備	19,308	固定負債	14,691
工具、器具及び備品	14,322	長期借入金	9,000
リース資産	6,652	リース債務	5,691
無形固定資産	3,110,515	負債合計	8,023,774
のれん	2,269,808	(純資産の部)	
商標権	2,757	株主資本	7,801,298
ソフトウエア	818,383	資本金	1,624,601
ソフトウエア仮勘定	19,566	資本剰余金	1,624,601
投資その他の資産	3,667,805	資本準備金	1,624,601
投資有価証券	167,152	利益剰余金	6,068,638
関係会社株式	411,020	その他利益剰余金	6,068,638
関係会社長期貸付金	57,500	繰越利益剰余金	6,068,638
破産更生債権等	32,718	自己株式	△1,516,542
長期前払費用	3,526	評価・換算差額等	25,812
繰延税金資産	2,797,463	その他有価証券評価差額金	25,812
その他	231,142	新株予約権	1,874
貸倒引当金	△32,718	純資産合計	7,828,986
資産合計	15,852,761	負債純資産合計	15,852,761

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	11,989,562
売上原価	4,703,725
売上総利益	7,285,837
販売費及び一般管理費	5,952,129
営業利益	1,333,708
営業外収益	
受取利息	534
受取配当金	2,046
受取出向料	51,788
償却債権取立益	256,933
補助金収入	3,000
その他	9,509
	323,812
営業外費用	
支払利息	272
支払手数料	2,700
その他	19
	2,992
経常利益	
特別利益	
投資有価証券売却益	2,100
	2,100
特別損失	
固定資産除却損	4,418
関係会社株式評価損	273,100
投資有価証券評価損	24,998
減損損失	92,775
	395,292
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	660,814
法人税等調整額	△185,974
	474,839
当期純利益	
	786,496

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年2月1日から2025年1月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
	資本準備金	資本剰余金合計								
当期首残高	1,602,887	1,602,887	1,602,887	5,583,812	5,583,812	△1,439,275	7,350,312			
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	21,713	21,713	21,713					43,427		
剰余金の配当				△301,670	△301,670			△301,670		
当期純利益				786,496	786,496			786,496		
自己株式の取得						△77,267		△77,267		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	21,713	21,713	21,713	484,826	484,826	△77,267	450,986			
当期末残高	1,624,601	1,624,601	1,624,601	6,068,638	6,068,638	△1,516,542	7,801,298			

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,413	10,413	2,302	7,363,027
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				43,427
剰余金の配当				△301,670
当期純利益				786,496
自己株式の取得				△77,267
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	15,399	15,399	△427	14,972
当期変動額合計	15,399	15,399	△427	465,958
当期末残高	25,812	25,812	1,874	7,828,986

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月18日

株式会社Casa
取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 中 田 啓
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 進 藤 雄 士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Casaの2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記事について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casa及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象は、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことである。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する監査者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するに、監査に開示する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に基づき重要な不確実性を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうかが結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年3月18日

株式会社Casa
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 田 啓
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 進 藤 雄 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Casaの2024年2月1日から2025年1月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において正しく表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 있어서重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行った。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行った。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年2月1日から2025年1月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月19日

株式会社Casa 監査役会

常勤監査役 海老澤 嘉 印

社外監査役 宮崎 良一 印

社外監査役 廣田 聰 印

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿 8 丁目 17 番 1 号 住友不動産新宿グランドタワー 5 階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

交通

東京メトロ 丸ノ内線「西新宿駅」 1 番出口より徒歩 3 分
都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」 A5 出口より徒歩 8 分
JR 線・大江戸線・丸ノ内線等「新宿駅」 西口より徒歩 13 分

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

